

第150回 定時株主総会招集ご通知

平成27年4月1日～平成28年3月31日

日時 平成28年6月17日（金曜日）午前10時

場所 大阪市北区大深町3番1号
グランフロント大阪 北館 ナレッジキャピタル4階
ナレッジシアター (KNOWLEDGE THEATER)

※末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。

本年より会場が変更となりましたので、ご注意ください。

目次

招集ご通知	1
(添付書類)	
事業報告	5
連結計算書類	27
計算書類	30
監査報告書	34
株主総会参考書類	38
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役8名選任の件	
第3号議案 監査役2名選任の件	

株式会社ダイセル

証券コード：4202

(証券コード 4202)
平成 28 年 5 月 27 日

株 主 各 位

大 阪 市 北 区 大 深 町 3 番 1 号

株式会社 ダイセル
代表取締役社長 札 場 操

第150回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

この度の熊本地震により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げますとともに、被災地の皆様の安全と一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、当社第150回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年6月16日午後5時までに到着するようご返送くださるか、議決権行使サイト (<http://www.web54.net>) により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月17日（金曜日） 午前10時

2. 場 所 大阪市北区大深町3番1号

グランフロント大阪 北館 ナレッジキャピタル4階 ナレッジシアター

3. 株主総会の目的事項

報 告 事 項

1. 第150期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第150期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役8名選任の件

第3号議案 監査役2名選任の件

4. 招集通知にあたっての決定事項

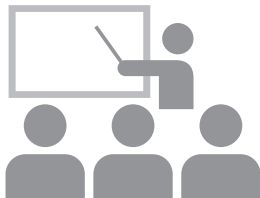
3頁「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参いただけますようお願い申し上げます。
 - ◎当日は節電のため、会場の冷房を控え目にさせていただきますので、軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.daicel.com>) に掲載しておりますので、報告事項に関する添付書類には記載しておりません。「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」は、報告事項に関する添付書類とともに、会計監査人および監査役の監査対象となっております。
 - ◎株主総会参考書類および添付書類に修正すべき事項が生じた場合には、当社ウェブサイト (<http://www.daicel.com>) に、修正後の内容を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席いただく場合



株主総会開催日時 平成28年6月17日（金曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。（ご捺印は不要です。）

なお、株主様でない代理人および同伴の方など、議決権を行使することができる株主様以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。

書面にて行使いただく場合



行使期限 平成28年6月16日（木曜日）午後5時到着分まで

各議案の賛否を議決権行使書用紙にご記入のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

インターネットにて行使いただく場合



行使期限 平成28年6月16日（木曜日）午後5時まで

インターネットにより議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト | <http://www.web54.net>
アドレス

▶ インターネット等による議決権行使のご案内については次頁をご参照ください。

インターネット等による議決権行使

1 議決権行使のお取扱いについて

書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって議決権を複数回数行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

2 パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- ①パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。
- ②パスワードは、一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続き下さい。
- ③議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

3 パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- ①本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせ下さい。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

電話

0120-652-031（フリーダイヤル）

（受付時間 9:00～21:00）

- ②その他のご照会は、以下のお問い合わせ先をお願いいたします。

ア 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせ下さい。

イ 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

電話

0120-782-031（フリーダイヤル）

（受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く）

議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

以上

添付書類

事業報告

(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

① 事業の概況

当連結会計年度の世界経済は、米国で景気回復が続き、欧州でも景気の緩やかな回復が続く一方、中国では景気の減速がみられました。日本経済は、一部に弱さがみられるものの、企業収益の改善など、景気の緩やかな回復基調が続きました。

このような環境の中、当社グループは、製品需要に対応した最適な生産体制の構築、さらには継続的なコストダウンを行うなど、引き続き企業基盤の強化に懸命に取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は、為替の影響などにより、4,498億78百万円（前年度比1.4%増）となりました。利益面では、営業利益は643億49百万円（同25.4%増）、経常利益は654億4百万円（同18.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は403億13百万円（同29.0%増）となりました。

② セグメント別の概況

次に、セグメント別の概況をご報告申し上げます。

セルロース事業部門

酢酸セルロースは、液晶表示向けフィルム用途が減少しましたが、その他用途の増加などにより、売上高は増加いたしました。

たばこフィルター用トウは、世界的な需要減速や中国市場での在庫調整の影響を受けたものの、販売数量が微増となったことや為替の影響により、売上高は増加いたしました。

当部門の売上高は、1,044億81百万円（前年度比9.2%増）、営業利益は、296億67百万円（同15.4%増）となりました。

有機合成事業部門

主力製品の酢酸は、網干工場で2年に1度の定期修繕を実施したため販売数量が減少したことや、市況下落の影響により、売上高は減少いたしました。

酢酸誘導体および各種溶剤類などの汎用品は、電子材料分野や塗料用途などへの販売数量が減少したことや、原油価格下落に伴う販売価格への影響により、売上高は減少いたしました。

カプロラクトン誘導体やエポキシ化合物などの機能品は、一部製品の販売が低調に推移しましたが、為替の影響などにより、売上高は微増となりました。

光学異性体分離カラムなどのキラル分離事業は、中国やインド向けなどのカラム販売が好調に推移したものの、スポットの大口受託契約が終了したことなどにより、売上高は減少いたしました。

当部門の売上高は、817億93百万円（前年度比8.1%減）、営業利益は、111億79百万円（同18.2%増）となりました。

合成樹脂事業部門

ポリアセタール樹脂、P B T樹脂、液晶ポリマーなどのエンジニアリングプラスチック事業は、為替の影響がありましたが、中国経済の減速や日系自動車メーカーの生産の伸びの鈍化、電子デバイス製品の販売低調などにより、売上高は減少いたしました。

A B S樹脂、エンプラアロイ樹脂を中心とした樹脂コンパウンド事業は、海外での販売増加や為替の影響があったものの、国内の販売が低調に推移したことなどにより、売上高は減少いたしました。

シート、成形容器、フィルムなどの樹脂加工事業は、シートの販売が減少し、売上高は減少いたしました。

当部門の売上高は、1,610億85百万円（前年度比5.0%減）、営業利益は、205億8百万円（同28.9%増）となりました。

火工品事業部門

自動車エアバッグ用インフレーター（ガス発生器）などの自動車安全部品事業は、インフレーター、イニシエーター（インフレーターの着火部品）の販売数量増加や為替の影響などにより、売上高は増加いたしました。

発射薬、ミサイル構成部品、航空機搭乗員緊急脱出装置関連製品などの特機事業は、一部製品の防衛省による調達数量増加により、売上高は増加いたしました。

当部門の売上高は、959億14百万円（前年度比14.8%増）、営業利益は、138億84百万円（同38.2%増）となりました。

その他部門

水処理用分離膜モジュールなどのメンブレン事業は、医療用分野向けが増加し、売上高は増加いたしました。

運輸倉庫業など、その他の事業の売上高は増加いたしました。

当部門の売上高は、66億4百万円（前年度比11.4%増）、営業利益は、1億81百万円（同503.3%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は、402億56百万円（工事ベース）でありましたが、その主な内容は、次のとおりであります。

① 当期中に完成した主要設備

酢酸セルロース製造設備の改造、自動車エアバッグ用インフレーター製造設備の増強などを実施いたしました。

② 当期継続中の主要設備

ボイラーの新設、たばこフィルター用トウ製造設備の増強、自動車エアバッグ用インフレーター製造設備の増強などを進めております。

③ その他各事業場の安全向上対策ならびに現業各設備の合理化、省力化のための投資を実施し、また推進中であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金につきましては、主に自己資金により賄いました。

(4) 対処すべき課題

今後の世界経済は、日本、米国、欧州では景気の緩やかな回復が期待される一方、中国をはじめとする新興国の景気減速が懸念されるなど、楽観できない状況が続くものと思われます。

このような情勢下、当社グループは、メーカーとしての基本である安全操業および製品安全・品質確保を変わらぬ最重要課題としつつ、長期ビジョン『Grand Vision 2020』の実現に向け、平成26年度から28年度までの3年間を計画期間とする中期計画「3D－Ⅱ」を遂行しております。

本中期計画では、平成23年度から25年度までの3年間を計画期間とする「3D－Ⅰ」でデザインしたベストソリューション実現企業達成への枠組みを確実に実行につなげ、「新しい価値への飛躍・展開」を狙います。「3D－Ⅰ」から取り組んでいる基本戦略の骨格はそのまま引継ぎ、「新規事業の創出」「コア事業のさらなる強化」「グローバルでの事業展開の拡大・強化」「コスト競争力の強化」「ビジネスパートナーとの連携強化」「戦略的M&Aの活用」「基盤の強化」をさらに展開させていきます。具体的には、新規事業の創出を加速させるため、技術・商材探索機能強化、事業化機能強化を目的とした新しい体制で、新規商材の探索、工業化プロセスの開発、新規プラットフォーム獲得を目的としたM&Aの検討などを着実に進めております。

「3D－Ⅱ」の最終年度である平成28年度は、引き続きこれらの課題に取り組んでいくとともに、次のステップである新中期計画「3D－Ⅲ」を策定いたします。

株主の皆様におかれましては、今後とも、より一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 利益分配に関する基本方針

当社は、各事業年度の連結業績を反映した配当と、より強固な収益基盤を確立して中長期的な株主価値向上に資するための内部留保の充実とを総合的に勘案した、バランスのとれた利益分配を基本方針としております。また、自己株式の取得につきましても、配当を補完する株主還元策として機動的に実施してまいります。

内部留保資金につきましては、新規事業展開および既存事業強化のための研究開発、設備の新・増設、効率化対策など、業容の拡大と高収益体質の強化のための投資に充当し、将来の事業発展を通じて、株主の皆様の利益向上に努めたいと存じます。

なお、平成26年度から3年間の中期計画「3D－Ⅱ」では、配当額と自己株式取得額とを合算した金額の親会社株主に帰属する当期純利益に対する比率である株主還元性向を30%とすることを目標としております。

(6) 財産および損益の状況の推移

区 分	第147期 (平成24年度)	第148期 (平成25年度)	第149期 (平成26年度)	第150期 (平成27年度) (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	358,513	413,786	443,775	449,878
営業利益 (百万円)	26,196	37,912	51,303	64,349
経常利益 (百万円)	28,580	41,433	55,063	65,404
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	15,372	22,843	31,252	40,313
1株当たり当期純利益	43円71銭	64円98銭	88円95銭	115円02銭
総資産 (百万円)	461,512	509,834	565,332	560,190
純資産 (百万円)	262,899	295,805	356,177	368,720
1株当たり純資産額	685円11銭	764円51銭	922円71銭	966円36銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数から期末自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。

(7) 主要な事業内容

当社グループが製造および販売する主要製品等は次のとおりであります。

セグメント	主 要 製 品 名
セルロース事業	酢酸セルロース、たばこフィルター用トウ 他
有機合成事業	酢酸および酢酸誘導体、カプロラクトン誘導体、エポキシ化合物、光学異性体分離カラム 他
合成樹脂事業	ポリアセタール樹脂、PBT樹脂、ABS樹脂、エンプラアロイ樹脂、各種合成樹脂成形加工品 他
火工品事業	自動車エアバッグ用インフレーター、航空機搭乗員緊急脱出装置、発射薬 他
その他の	水処理用分離膜モジュール、運輸倉庫業 他

(8) 主要な営業所および工場

当 社	大阪本社（大阪市北区）、東京本社（東京都港区）、総合研究所（兵庫県姫路市）、神崎工場（兵庫県尼崎市）、姫路製造所網干工場（兵庫県姫路市）、姫路製造所広畑工場（兵庫県姫路市）、播磨工場（兵庫県たつの市）、新井工場（新潟県妙高市）、大竹工場（広島県大竹市）
協 同 酢 酸 株 式 会 社	本社（東京都千代田区）、工場（兵庫県姫路市）
ポ リ プ ラ ス チ ッ ク ス 株 式 会 社	本社（東京都港区）、富士工場（静岡県富士市）
ダ イ セ ル ポ リ マ ー 株 式 会 社	本社（東京都港区）、広畑工場（兵庫県姫路市）
ダイセル・セイフティ・システムズ株式会社	本社・工場（兵庫県たつの市）
Daicel Safety Systems America, LLC	本社・工場（米国ケンタッキー州）
Daicel Safety Systems (Thailand) Co., Ltd.	本社・工場（タイ国プラチンブリ県）
Daicel Safety Systems (Jiangsu) Co., Ltd.	本社・工場（中国江蘇省丹陽市）
S p e c i a l D e v i c e s , I n c .	本社（米国カリフォルニア州）、工場（米国アリゾナ州）
ダ イ セ ル 物 流 株 式 会 社	本社（大阪市北区）
Daicel (China) Investment Co., Ltd.	本社（中国上海市）

(9) 従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減（減少は△）
名 10,709	名 536

（注）従業員数は就業人員数であり、グループ外からの受入出向者を含み、グループ外への出向者、使用人兼務役員および嘱託を含んでおりません。

(10) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
(有 機 合 成 事 業)	百万円	%	
協 同 酢 酸 株 式 会 社	3,000	87	酢酸の製造・販売
(合 成 樹 脂 事 業)			
ポ リ プ ラ ス チ ッ ク ス 株 式 会 社	3,000	55	ポリアセタール樹脂他の製造・販売
ダ イ セ ル ポ リ マ ー 株 式 会 社	100	100	A B S 樹脂、エンプラアロイ樹脂他の製造・販売
(火 工 品 事 業)			
ダイセル・セイフティ・システムズ株式会社	80	100	自動車エアバッグ用インフレーター製造・販売
Daicel Safety Systems America, LLC	百万US\$ 45	88	自動車エアバッグ用インフレーター製造・販売
Daicel Safety Systems (Thailand) Co., Ltd.	百万バーツ 270	100	自動車エアバッグ用インフレーター製造・販売
Daicel Safety Systems (Jiangsu) Co., Ltd.	百万円 256	100	自動車エアバッグ用インフレーター製造・販売
S p e c i a l D e v i c e s , I n c .	千US\$ 6	100	インフレーター用イニシエータの製造・販売
(そ の 他)	百万円		
ダ イ セ ル 物 流 株 式 会 社	267	100	運輸倉庫業
Daicel (China) Investment Co., Ltd.	百万円 386	100	中国における関係会社の統括、研究開発

(11) 主要な借入先

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社三井住友銀行 ^(注)	11,632
株式会社国際協力銀行	8,946
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行 ^(注)	5,336
株式会社日本政策投資銀行	5,000
日本生命保険相互会社	4,425
株式会社みずほ銀行	1,437
三井生命保険株式会社	1,200
三井住友信託銀行株式会社	1,078
農林中央金庫	718

(注) 借入金残高には借入先の海外現地法人銀行からの借入を含んでおります。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 1,450,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 364,942,682株
(うち自己株式15,770,285株)
- (3) 株主数 17,489名
- (4) 大株主の状況

株 主 名	持 株 数 千株	出 資 比 率 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	27,675	7.92
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	18,289	5.23
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	17,403	4.98
富 士 フ ィ ル ム 株 式 会 社	17,271	4.94
ト ヨ タ 自 動 車 株 式 会 社	15,000	4.29
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	7,096	2.03
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	6,503	1.86
ダ イ セ ル 持 株 会	5,295	1.51
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505225	5,010	1.43
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	4,742	1.35

(注) 出資比率は、自己株式を控除して算出し、小数第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	札 場 操	社長執行役員、役員人事・報酬委員会委員、経営諮問委員会委員長
代 表 取 締 役	福 田 眞 澄	専務執行役員、役員人事・報酬委員会委員、経営諮問委員会委員、事業支援センター長、企業倫理室担当、業務革新室担当
取 締 役	小 河 義 美	常務執行役員、経営諮問委員会委員、生産技術本部長、品質監査室担当、レスポンシブル・ケア室担当、エンジニアリングセンター担当
取 締 役	西 村 久 雄	常務執行役員、経営諮問委員会委員、研究開発本部長、知的財産センター担当
取 締 役	後 藤 昇	経営諮問委員会委員 ポリプラスチックス株式会社代表取締役社長
取 締 役	岡 田 明 重	役員人事・報酬委員会委員長 株式会社三井住友銀行名誉顧問 株式会社よみうりランド社外監査役
取 締 役	近 藤 忠 夫	役員人事・報酬委員会委員 株式会社日本触媒相談役 〇ＫＫ株式会社社外取締役
取 締 役	下 崎 千代子	役員人事・報酬委員会委員 大阪市立大学大学院経営学研究科教授
常 勤 監 査 役	木 原 強	
常 勤 監 査 役	榊 田 宏 安	
監 査 役	岡 本 罔 衛	日本生命保険相互会社代表取締役会長 株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ社外取締役 東京急行電鉄株式会社社外監査役 近鉄グループホールディングス株式会社社外取締役
監 査 役	高 野 利 雄	高野法律事務所弁護士 長瀬産業株式会社社外監査役 グロースプライド株式会社社外監査役 株式会社カカコム社外監査役 株式会社ファンケル社外監査役
監 査 役	市 田 龍	市田龍公認会計士事務所公認会計士、税理士 京福電気鉄道株式会社社外監査役 株式会社タナベ経営社外取締役

(注) 1. 取締役のうち岡田明重氏、近藤忠夫氏および下崎千代子氏は、社外取締役であります。

2. 監査役のうち岡本罔衛氏、高野利雄氏および市田龍氏は、社外監査役であります。

3. 当事業年度における取締役および監査役の異動は次のとおりであります。

(1) 平成27年6月19日開催の第149回定時株主総会において、下崎千代子氏は取締役に、榊田宏安氏は監査役に、それぞれ新たに選任され就任いたしました。

- (2) 平成27年6月19日開催の第149回定時株主総会終結の時をもって、監査役大屋均氏は任期満了により退任いたしました。
- (3) 取締役岡田明重氏は、平成27年6月26日付で、三井不動産株式会社社外監査役を、平成28年3月31日付で三井生命保険株式会社社外取締役を、それぞれ退任いたしました。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支 給 額 (年額)		
		月額報酬分	賞 与 分	計
取締役 (うち社外取締役)	7名 (3名)	207百万円 (27百万円)	50百万円 (－百万円)	258百万円 (27百万円)
監査役 (うち社外監査役)	6名 (3名)	74百万円 (29百万円)	12百万円 (－百万円)	86百万円 (29百万円)
計	13名	282百万円	62百万円	344百万円

- (注) 1. 上記支給人員および支給額には、平成27年6月19日開催の第149回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の支給額は、平成26年6月20日開催の第148回定時株主総会において年額400百万円以内（うち社外取締役分は年額40百万円以内）と決議いただいております。
3. 監査役の支給額は、平成26年6月20日開催の第148回定時株主総会において年額100百万円以内と決議いただいております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役および監査役の報酬等は、株主総会においてご承認いただいた報酬等の総額の範囲内で、取締役については取締役会の決議により、監査役については監査役の協議により決定され、その内容は月額報酬と賞与であります。

月額報酬は、原則として、取締役については職務および業務執行上の役位、監査役については常勤であるか否かを踏まえて決定される内規に従い、定額を支給するものであり、賞与は、業績および社会情勢等を勘案し、支給の都度、決定するものであります。ただし、社外取締役および社外監査役については、原則として月額報酬のみとしております。

なお、取締役および監査役の報酬等の額の決定に際しては、社外取締役が委員長を務め、また社外取締役がその過半数を占める役員人事・報酬委員会の答申を受け、透明性、妥当性および客観性を担保するものとしております。

(4) 社外役員に関する事項

① 取締役 岡田明重氏

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

株式会社三井住友銀行 名誉顧問

株式会社よみうりランド社外監査役

株式会社三井住友銀行は、当社の主要借入先であり、当社の大株主であります。

株式会社よみうりランドと当社との間には特別の関係はありません。

ロ. 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員との親族関係
該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した14回の取締役会のすべてに出席し、金融機関の経営で培われた経営者としての見識・経験等に基づき、主に財務および会計、内部留保の活用現状・方針およびグローバル展開にかか
るリスクなどについて、公平および公正な見地で積極的に発言を行っております。

二. 責任限定契約に関する事項

当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。その契約の概要は、
次のとおりであります。

- ・会社法第423条第1項の損害賠償責任を当社に対して負う場合は、15百万円または会社法第425条第
1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、責任の原因となった職務の遂行について善意であり、かつ重大な
過失がないときに限るものとする。

ホ. その他特記すべき事項

当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めにに基づく独立役員として、同取引所に対して届出を行っ
ております。

② 取締役 近藤忠夫氏

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

株式会社日本触媒 相談役

〇ＫＫ株式会社 社外取締役

株式会社日本触媒と当社との間には重要な取引等の関係はなく、また、〇ＫＫ株式会社と当社との間
には特別の関係はありません。

ロ. 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員との親族関係
該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した14回の取締役会のすべてに出席し、化学品の製造を行う企業の経営で培われた経
営者としての見識・経験等に基づき、主に投資の方針や経営指標の活用方法など経営全般について、公
平および公正な見地で積極的に発言を行っております。

二. 責任限定契約に関する事項

当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。その契約の概要は、
次のとおりであります。

- ・会社法第423条第1項の損害賠償責任を当社に対して負う場合は、15百万円または会社法第425条第
1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、責任の原因となった職務の遂行について善意であり、かつ重大な
過失がないときに限るものとする。

ホ. その他特記すべき事項

当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めにに基づく独立役員として、同取引所に対して届出を行っ
ております。

③ 取締役 下崎千代子氏

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

大阪市立大学大学院経営学科研究科教授

大阪市立大学と当社との間には重要な取引等の関係はありません。

ロ. 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員との親族関係

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

取締役に就任した以降に開催した12回の取締役会のすべてに出席し、ダイバーシティ・マネジメントなど経営に関わる様々な研究を行う学識経験者としての見識・経験等に基づき、主に投資の収益性および人材活用などについて、公平および公正な見地で積極的に発言を行っております。

二. 責任限定契約に関する事項

当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。その契約の概要は、次のとおりであります。

- ・会社法第423条第1項の損害賠償責任を当社に対して負う場合は、15百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、責任の原因となった職務の遂行について善意であり、かつ重大な過失がないときに限るものとする。

ホ. その他特記すべき事項

当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に対して届出を行っております。

④ 監査役 岡本罔衛氏

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

日本生命保険相互会社 代表取締役会長

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 社外取締役

東京急行電鉄株式会社 社外監査役

近鉄グループホールディングス株式会社 社外取締役

日本生命保険相互会社は、当社の借入先であり、当社の大株主であります。また、当社との保険契約があります。

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの子会社である株式会社三菱東京UFJ銀行は、当社の借入先であり、当社の大株主であります。

その他の兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

ロ. 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員との親族関係

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した14回の取締役会および14回の監査役会のすべてに出席し、金融機関の経営で培われた経営者としての見識・経験等に基づき、主に業務遂行にかかる経営判断のプロセス、業績に関する質問および妥当性に関する確認や、為替の影響、M&Aによる投資効果などについても公平および公正な見地で積極的に発言を行っております。

二. 責任限定契約に関する事項

当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。その契約の概要は、次のとおりであります。

- ・会社法第423条第1項の損害賠償責任を当社に対して負う場合は、15百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、責任の原因となった職務の遂行について善意であり、かつ重大な過失がないときに限るものとする。

ホ. その他特記すべき事項

当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に対して届出を行う予定です。

⑤ 監査役 高野利雄氏

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

高野法律事務所 弁護士

長瀬産業株式会社 社外監査役

グローブライド株式会社 社外監査役

株式会社カカクコム 社外監査役

株式会社ファンケル 社外監査役

長瀬産業株式会社と当社との間には重要な取引等の関係はなく、また、その他の兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

ロ. 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員との親族関係

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した14回の取締役会および14回の監査役会のすべてに出席し、法律家としての高度な専門的知識・見識および企業法務にかかわって培われた経験等に基づき、主に弁護士としての専門的な観点からの質問および妥当性に関する確認や、安全面やリスク管理を含む内部統制に関する助言などについても公平および公正な見地で積極的に発言を行っております。

二. 責任限定契約に関する事項

当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。その契約の概要は、次のとおりであります。

- ・会社法第423条第1項の損害賠償責任を当社に対して負う場合は、15百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、責任の原因となった職務の遂行について善意であり、かつ重大な過失がないときに限るものとする。

ホ. その他特記すべき事項

当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に対して届出を行っております。

⑥ 監査役 市田龍氏

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

市田龍公認会計士事務所 公認会計士、税理士

京福電気鉄道株式会社 社外監査役

株式会社タナベ経営 社外取締役

上記兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

ロ. 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員との親族関係
該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した14回の取締役会および14回の監査役会のすべてに出席し、公認会計士および税理士としての高度な専門的知識・見識および経験等に基づき、主に公認会計士および税理士としての専門的な観点からの質問および妥当性に関する確認や、投資の方針や具体的な業務遂行方法などについても公平および公正な見地で積極的に発言を行っております。

ニ. 責任限定契約に関する事項

当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。その契約の概要は、次のとおりであります。

- ・会社法第423条第1項の損害賠償責任を当社に対して負う場合は、15百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、責任の原因となった職務の遂行について善意であり、かつ重大な過失がないときに限るものとする。

ホ. その他特記すべき事項

同氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に対して届出を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

区 分	金 額
	百万円
① 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	121
② 上記①の合計額のうち、当社が支払うべき当事業年度に係る報酬等の額	79

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、生産性向上設備等投資促進税制に関する合意された手続業務を委託し、対価を支払っております。
3. 監査役会は、会計監査人の職務遂行状況、監査計画および報酬見積りの算出根拠などが、当社の事業規模、事業内容に合った適切なものとなっているかどうか、会計監査人から説明を受け、また取締役および社内の関係部門からの報告も踏まえて検討を行いました。その結果、全員一致で会計監査人の報酬等の額は妥当であると判断し同意いたしております。
4. 当社の重要な子会社のうちDaicel Safety Systems America, LLC、Daicel Safety Systems (Thailand) Co., Ltd.、Daicel Safety Systems (Jiangsu) Co., Ltd.、Special Devices, Inc.およびDaicel (China) Investment Co., Ltd.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査役会が、監査役全員の同意により解任いたします。

上記の場合のほか、会計監査人に適正な監査の遂行に支障をきたす事由が生じたと認められる場合には、監査役会は、会計監査人の解任または不再任について検討します。

当該検討の結果、会計監査人を解任することまたは不再任とすることが妥当であると判断した場合、監査役会は会計監査人の解任に関する議案および新たな会計監査人の選任に関する議案を株主総会に付議するよう取締役会に対して請求します。

なお、会計監査人の再任の適否に関しては、会計監査人の職務遂行の状況等を勘案し、毎年検討を行うものとしします。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備および当該体制の運用状況に関する事項

当社の内部統制システム構築の基本方針は、以下のとおりであります。

(1) 当社およびグループ企業（以下「ダイセルグループ」という）の取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、法令遵守はもとより、広く企業に求められる社会規範、倫理観を尊重し、公正で適切な経営を目指し、「ダイセルグループ行動方針」を定め、具体的な行動指針として「ダイセル行動規範」を定めるとともに、グループ企業における具体的な行動指針の策定を推進し、その運用状況について確認する。
- ② 当社は、ダイセルグループにおけるコンプライアンスの実践等を推進する組織として、企業倫理室を設置する。
- ③ 企業倫理室は、企業倫理マネジメント規程に基づき、ダイセルグループの取締役および使用人に対するコンプライアンス教育・啓発を行うとともに、毎年、各部門および各グループ企業の活動計画の作成、結果のフォローを行い、取締役会に報告する。
- ④ 企業倫理室は、定期的にグループ企業に対してヒアリングを実施し、グループ企業のコンプライアンスに関する状況の把握に努める。
- ⑤ ダイセルグループの取締役および使用人は、重大な法令違反等、コンプライアンスに関する重大な事実を発見した場合は、直ちに企業倫理室に報告を行い、その報告に基づき、企業倫理室担当役員が調査を行い、社長と協議の上、必要な措置を講ずる。
- ⑥ 当社は、社内外に窓口を置く内部通報制度を設け、ダイセルグループにおける法令違反等を早期に発見する体制を整備するとともに、通報者に不利益が生じないことを確保する。
- ⑦ 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、関連する法令等を遵守し、必要な体制の整備を図る。
- ⑧ ダイセルグループは、反社会的勢力に対して毅然たる態度で臨み、一切の関係を持たないことを具体的な行動指針に定め、周知徹底するとともに、関連する情報の収集や蓄積を行い、反社会的勢力排除のための仕組みを整備する。

(2) 取締役の職務の執行にかかわる情報の保存および管理に関する体制

- ① 当社は、取締役の職務にかかわる下記の重要文書（電磁的記録を含む）を適切に管理し保存するとともに、閲覧可能な状態を維持する。
 - 1) 株主総会議事録
 - 2) 取締役会議事録
 - 3) 計算書類
 - 4) その他職務の執行にかかわる重要な書類
- ② 当社は、情報管理に関する諸規程に基づき、種類に応じて情報を適切に管理する。
- ③ 当社は、文書管理に関する諸規程に基づき、(2)－①記載の文書、その他各種会議体等の議事録、各部門における重要な書類を適切に管理し保存する。

(3) ダイセルグループにおける損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、ダイセルグループの企業活動に潜在するリスクに適切に対応できる体制の整備を図るため、リスク管理委員会を設置する。
- ② 当社は、ダイセルグループにおけるリスク管理に関する諸規程の制定を推進する。
- ③ リスク管理委員会は、リスク管理に関する諸規程に基づき、毎年、ダイセルグループのリスク管理の実態についての調査および評価を実施し、経営会議等において報告するとともに、必要に応じて対策を協議する。また、その内容について取締役会に報告する。
- ④ 当社は、ダイセルグループにおける災害、事故等への対応を諸規程に定める等、危機発生時の報告体制や迅速かつ適切な対応が可能な仕組みの構築、維持および向上を図る。
- ⑤ ダイセルグループは、事業継続計画を策定し、災害発生後の事業継続を迅速に進めるように努める。

(4) ダイセルグループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、経営の意思決定および監督機能と会社の業務執行機能の分離を明確にし、業務執行体制の強化を通じて企業経営のさらなる活性化を図るため、執行役員制を導入する。取締役会は、経営に関する重要な事項の意思決定を行うとともに、取締役および執行役員の職務執行および業務執行を監督する。
- ② 当社は、取締役会の意思決定の妥当性を確保するため、複数の社外取締役を置く。このうち独立性の高い取締役については、いわゆる独立役員として明示する。
- ③ 取締役会は、取締役候補者の選任、代表取締役、会長および社長の選定ならびに業務執行を行う執行役員の選任および職務分掌等を決定するにあたり、社外取締役を委員長とする役員人事・報酬委員会の答申を受ける。
- ④ 取締役会は、業務執行を委嘱する執行役員の業務分掌の範囲を定め、取締役は、重要な各部門の業務分掌を定める業務分掌規程に基づき、効率的な業務の執行を監督する。
- ⑤ 当社は、ダイセルグループにおける機関等の権限および意思決定手続きの明確化を推進し、職務執行の効率化を図る。
- ⑥ 当社は、ダイセルグループの基本理念に基づきグループとして長期的に目指す姿を定め、これを実現するために課題および目標を設定した中期計画を策定のうえ、年度ごとの予算管理を通じて、経営の効率化を図るとともに、その着実な達成に努める。
- ⑦ 当社は、組織および職務分掌について適宜その妥当性を確認し、また、全社またはグループ横断的な課題に対してはプロジェクト編成等を行い、業務の執行が効率的に行われるように努める。
- ⑧ 当社は、代表取締役を含む業務執行を行う取締役および執行役員等ならびに主要なグループ企業の代表取締役が出席するグループ・カンパニー長会議を定期的に開催し、経営上の課題や重要な情報を共有する。

(5) ダイセルグループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、グループ全体の実態を把握し、内部統制に関する諸施策を審議する機関として内部統制審議会を設置し、グループ全体の内部統制の有効性の確保に努める。
- ② 当社は、グループ経営強化を図るため、グループ企業の重要な意思決定や経営状況の報告に関する手続きおよびグループ企業を管掌する部門を定めたグループ企業経営に関する諸規程を適切に運用する。また、

当該諸規程による連絡または報告等に基づき、ダイセルグループの状況やリスクの把握に努める。

- ③ ダイセルグループは、グループ共通の倫理行動基準として「ダイセルグループ行動方針」を定め、グループ内の倫理意識の高揚を図る。
- ④ ダイセルグループは、システム基盤の共通化を通じ、情報管理を徹底するとともに、内部統制の有効性の確保を図る。
- ⑤ 監査室は、レスポンシブル・ケア室、企業倫理室および品質監査室ならびに監査役および会計監査人と連携し、監査を通じて、ダイセルグループの業務の適正の確保に努める。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役のその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 当社は、監査役の職務を補助すべき組織として監査役室を設置し、監査役が監査役室員の増強を要請した場合、直ちに人選を行う。
- ② 当社は、監査役室員の任命、異動、評価、進級等の人事権にかかわる事項の決定について、監査役の事前の承認を受ける。
- ③ 当社は、監査役室員をして監査役の指揮命令に服させるものとする。

(7) ダイセルグループの取締役および使用人が監査役に報告するための体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役および業務執行を行う取締役は、取締役会等の重要会議において随時業務執行の状況報告を行い、経営会議等の重要会議における業務執行状況の報告については、当該重要会議に出席する常勤監査役が監査役会に報告する。
- ② 代表取締役は、監査役と協議の上、監査役への報告事項を定める等、監査役への報告の体制の整備を図り、取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
- ③ 代表取締役は、監査役会の定めた年度監査基本計画の提示を受け、監査室との連携をとりながら、各部門、グループ各社の監査が実効的に実施できる体制の整備に努める。
- ④ 監査室、レスポンシブル・ケア室、企業倫理室および品質監査室は、業務遂行の過程で取得したダイセルグループの状況について、監査役との定期的な会合等を通じて意見の交換や報告を実施する。
- ⑤ 当社は、グループ企業経営に関する諸規程に基づくグループ企業からの報告について、監査役が確認できる体制を整備する。
- ⑥ 当社は、監査役が職務遂行のために要する費用について監査役の確認のうえ予算を策定し、また、当該費用に関する監査役からの請求に基づき、内容を確認のうえ償還する体制を構築する。
- ⑦ 企業倫理室は、社内外に窓口を置く内部通報制度による内部通報の状況について、定期的に監査役に報告する。
- ⑧ 当社は、監査役への報告に関し、その報告をしたことを理由として当該報告者に不利益が生じないことを確保する。

当社では、上述の内部統制システム構築の基本方針の各項目について、具体的な活動状況の調査および実効性評価を実施しております。この結果を踏まえ、内部統制審議会において当該基本方針の運用状況を確認したうえ、取締役会に報告を行っております。当該基本方針の運用状況の概要は以下のとおりであり、当事業年度の当該基本方針の運用状況が適切であることを確認しております。

(コンプライアンス)

- ・各部門および各グループ企業での企業倫理年度活動計画書の策定、計画の実施および結果に関する取締役会への報告
- ・役員および従業員に対する企業倫理研修の実施
- ・上記以外のコンプライアンスおよび情報管理に関する研修の実施
- ・財務報告にかかる内部統制に関する評価と取締役会への報告

(リスク管理)

- ・活動報告等による各部門および各グループ企業のリスク管理状況の確認、これらの管理状況およびリスク管理活動全般に関する取締役会への報告
- ・総合防災対策訓練の実施
- ・事業継続計画の策定

(職務の執行の効率性)

- ・取締役会規程に基づく取締役会決議および取締役会への報告の実施
- ・役員人事および報酬に関する役員人事・報酬委員会への諮問および同委員会による答申の受領

(当社グループにおける業務の適正性)

- ・内部統制システム構築の基本方針に関する当社グループの具体的活動状況の調査および当該方針の運用状況の把握
- ・グループ企業経営に関する諸規程に基づくグループ企業の重要な意思決定への関与および経営状況報告による経営管理
- ・グループ企業における基幹系システムの整備

(監査役の監査体制および監査の実効性)

- ・監査役室員の独立性の確認
- ・代表取締役との会合の実施
- ・予算管理の実施および必要に応じた当社による経費の負担

7. 会社の支配に関する基本方針に関する事項

(1) 基本方針の内容

当社は、当社グループの存在理由である「企業目的」とグループ構成員が共有する価値観である「ダイセルスピリッツ」からなる「ダイセルグループ基本理念」を掲げております。

当社は、この基本理念のもと、企業価値を向上させる経営を行うためには、現有事業や将来事業化が期待される企画開発案件等に関する専門知識、経験、ノウハウ、および国内外の顧客、取引先、従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係を維持、発展させていくことが不可欠であると考えます。

当社は、上場会社として、当社株式の売買は原則として市場における株主および投資家の皆様の自由な判断に委ねるべきものと考えており、特定の者による大規模な株式買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。しかしながら、大規模な株式買付行為の中には、その目的等から見て大規模な株式買付の対象となる会社の企業価値または株主様共同の利益（株主共同の利益）に資さないものもあります。

当社は、当社の企業価値または株主共同の利益を毀損するおそれのある大規模な株式買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えます。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループは、セルロース化学、有機合成化学、高分子化学、火薬工学をコア技術に、パルプなどの天然素材を原料とする酢酸セルロース、たばこフィルター用トウなどのセルロース誘導品、幅広い分野で原料として使用されている酢酸と酢酸誘導体を中心とする有機化学品、過酢酸誘導体などを電子材料分野やコーティング用途などに展開している有機機能品、安全な医薬品開発に貢献している光学異性体分離カラム、自動車部品や電子デバイス向けのポリアセタール樹脂などのエンジニアリングプラスチックや樹脂コンパウンド製品などの合成樹脂製品および自動車エアバッグ用インフレーターや航空機搭乗員緊急脱出装置、ロケットモーター推進薬等の防衛関連製品などの火工品等を製造・販売し、グループとして特徴ある事業展開を行っております。また、当社が構築した生産革新手法については、国内他企業への普及にも努め、わが国の装置型産業の競争力向上に貢献しております。

当社は、当社の企業価値が、セルロイド事業を原点に発展・拡大してきた特徴ある技術・製品・サービスがシナジーを発揮し、コア事業の拡大、事業基盤の強化、新技術の開発さらには新規事業の創出がなされること等によって生み出されているものと考えております。

当社は、平成22年4月、今後10年間で当社グループが目指す姿を示したダイセルグループ長期ビジョン『Grand Vision 2020』を策定いたしました。この『Grand Vision 2020』において、当社グループは、これまでに培ってきた「パートナーとの強固な信頼の絆」「ユニークで多彩な技術」「先進の生産方式」を発展・融合して世界に誇れる「モノづくりの仕組み」を構築し、社会や顧客のニーズを的確にとらえ、最良の解決策を創造・提供することで、株主、顧客、取引先、従業員等のステークホルダーにとって魅力のある、「世界に誇れる『ベストソリューション』実現企業になる」ことを目指しております。

この長期ビジョンを実現するためのマイルストーンとして、当社グループは、『Grand Vision 2020』期間中に3回の中期計画を策定・遂行してまいります。

当社は、これらの経営計画を達成していくことが、当社の企業価値の一層の向上に繋がるものと確信しております。

(3) 不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

上記(1)で述べましたように、当社は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、大規模な買付行為に応じて当社株式を売却するか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきであると考えます。しかし、大規模な買付行為に際して、その妥当性や当社に与える影響について株主の皆様が適切に判断するためには、大規模な株式買付者から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠であると考えます。さらに、大規模な株式買付者が経営に参画したときに予定している経営方針や事業計画の内容等は、当社株式を売却するか否かの判断においては重要な判断材料であると考えます。

これらを考慮し、当社取締役会は、一定の合理的なルールに従って大規模買付行為（特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とした、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為）が行われることが、当社株主共同の利益に合致すると考え、大規模買付者（大規模買付行為を行う者）からの事前の情報提供に関する一定のルール（大規模買付ルール）を設定することといたしました。

なお、当社取締役会は、大規模買付ルールを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するための機関として、独立委員会を設置します。独立委員会は、① 大規模買付ルールが遵守されているか否か ② 対抗措置を発動するか否か ③ その他当社の企業価値および株主共同の利益を守るために必要な事項 について判断し、取締役会に勧告するものとし、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者と条件改善について交渉し、取締役会として代替案を提示することもあります。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として、原則として、対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗します。なお、対抗措置を発動するか否かの判断にあたっては、当社取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重します。独立委員会が株主意思の確認を勧告した場合には、当該勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動前または発動後に、書面投票または株主総会に準じて開催する総会（株主意思確認総会）の開催などにより株主意思の確認を行うことがあります。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、当社は、原則として、対抗措置を発動するか否かについて、書面投票または株主意思確認総会の開催などにより株主意思を確認し、当社取締役会は、株主様の判断に従って、対抗措置を発動するか否かを決定します。ただし、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案に対する反対意見の表明、代替案の提示、当社株主への説得等を行うに留め、大規模買付者の買付提案に応じるか否かを株主様個々の判断に委ねるのが相当と判断する場合には、当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。また、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が結果として当社の企業価値または株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として、株主意思の確認を行わずに、当該大規模買付行為に対する対抗措置を発動することがあります。

この取組みに関する詳細については、平成26年5月9日付プレスリリース「当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の一部改定および継続に関するお知らせ」を当社ホームページ (<http://www.daicel.com>) に掲載しております。

(4) 上記取組みについての取締役会の判断およびその判断に係る理由

① 上記(2)の取組みについての取締役会の判断およびその判断に係る理由

当社取締役会は、上記(2)の取組みが、専門知識、経験、ノウハウ、および国内外の顧客、取引先、従業員等のステークホルダーとの信頼関係に基づくものであり、当社の企業価値の向上を目的とするものであることから、基本方針に沿うものであり、また当社株主共同の利益を損なうものではないと考えます。

② 上記(3)の取組みについての取締役会の判断およびその判断に係る理由

上記(3)の取組みは、大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるか否かを株主の皆様が適切に判断し、または当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、ならびに株主の皆様のために大規模買付者と交渉等を行うこと等を可能にすることにより、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的としております。

また、この取組みは、株主様の意思を重視した株主意思の確認の仕組みや、独立性の高い社外者によって構成され、取締役会に勧告を行う独立委員会を設置し、さらに大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、または遵守しなかった場合に、当社取締役会が対抗措置を発動する合理的な客観的要件を規定するなど、取締役会の恣意的な判断を防止する仕組みを有しております。

これらのことから、当社取締役会は、この取組みが基本方針に沿うものであり、当社株主共同の利益を損なうものではなく、また当社取締役の地位の維持を目的とするものではないと考えます。

.....
(備 考)

本事業報告に記載の百万円単位の金額および千株単位の株式数は、単位未満を切り捨てております。

連結貸借対照表

平成28年 3月31日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産		流 動 負 債	
現 金 及 び 預 金	66,040	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	50,108
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	84,450	短 期 借 入 金	7,196
有 価 証 券	661	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	5,361
た な 卸 資 産	104,886	未 払 法 人 税 等	6,938
繰 延 税 金 資 産	4,891	修 繕 引 当 金	47
そ の 他	15,999	そ の 他	33,014
貸 倒 引 当 金	△ 103	流 動 負 債 合 計	102,667
流 動 資 産 合 計	276,828		
固 定 資 産		固 定 負 債	
有 形 固 定 資 産		社 債	30,000
建 物 及 び 構 築 物	48,947	長 期 借 入 金	28,709
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	59,430	繰 延 税 金 負 債	14,786
工 具 器 具 備 品	3,311	退 職 給 付 に 係 る 負 債	11,686
土 地	27,109	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	87
建 設 仮 勘 定	36,777	修 繕 引 当 金	1,246
計	175,576	資 産 除 去 債 務	1,091
		そ の 他	1,194
		固 定 負 債 合 計	88,802
無 形 固 定 資 産		負 債 合 計	191,469
の れ ん	3,694		
そ の 他	7,651	(純 資 産 の 部)	
計	11,346	株 主 資 本	
投 資 そ の 他 の 資 産		資 本 金	36,275
投 資 有 価 証 券	73,721	資 本 剰 余 金	31,579
繰 延 税 金 資 産	858	利 益 剰 余 金	242,657
退 職 給 付 に 係 る 資 産	5,594	自 己 株 式	△ 10,388
そ の 他	16,496	株 主 資 本 合 計	300,123
貸 倒 引 当 金	△ 231	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	
計	96,439	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	31,499
固 定 資 産 合 計	283,362	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 146
		為 替 換 算 調 整 勘 定	5,885
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	62
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	37,301
		非 支 配 株 主 持 分	31,296
		純 資 産 合 計	368,720
資 産 合 計	560,190	負 債 純 資 産 合 計	560,190

連結損益計算書

自 平成27年 4 月 1 日
至 平成28年 3 月31日

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		449,878
売上原価		316,049
売上総利益		133,829
販売費及び一般管理費		69,479
営業利益		64,349
営業外収益		4,931
受取利息及び配当金	2,367	
その他	2,563	
営業外費用		
支払利息	1,131	3,877
その他	2,745	
経常利益		65,404
特別利益		4,689
固定資産処分益	1,176	
投資有価証券売却益	2,719	
補助金収入	793	
特別損失		6,602
固定資産売却損	172	
固定資産除却損	4,311	
固定資産圧縮損	561	
クレーム補償費用	1,557	
税金等調整前当期純利益		63,491
法人税、住民税及び事業税	16,630	16,935
法人税等調整額	305	
当期純利益		46,555
非支配株主に帰属する当期純利益		6,242
親会社株主に帰属する当期純利益		40,313

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

連結株主資本等変動計算書

自 平成27年 4 月 1 日
至 平成28年 3 月31日

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	36,275	31,579	211,478	△ 6,385	272,947
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△ 9,134		△ 9,134
親会社株主に帰属する当期純利益			40,313		40,313
自 己 株 式 の 取 得				△ 4,003	△ 4,003
自 己 株 式 の 処 分		0		0	0
非支配株主との取引に係る 親 会 社 の 持 分 の 変 動					
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	0	31,178	△ 4,003	27,175
当 期 末 残 高	36,275	31,579	242,657	△ 10,388	300,123

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非支配株主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	35,014	△ 88	14,674	1,619	51,219	32,010	356,177
連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当							△ 9,134
親会社株主に帰属する当期純利益							40,313
自 己 株 式 の 取 得							△ 4,003
自 己 株 式 の 処 分							0
非支配株主との取引に係る 親 会 社 の 持 分 の 変 動						△ 540	△ 540
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)	△ 3,514	△ 58	△ 8,789	△ 1,556	△ 13,918	△ 174	△ 14,092
連結会計年度中の変動額合計	△ 3,514	△ 58	△ 8,789	△ 1,556	△ 13,918	△ 714	12,543
当 期 末 残 高	31,499	△ 146	5,885	62	37,301	31,296	368,720

貸 借 対 照 表

平成28年 3 月31日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産		流 動 負 債	
現金及び預金	17,837	買掛金	31,304
受取手形	85	1年内返済予定の長期借入金	3,500
売掛金	55,825	未払金	15,657
商品及び製品	279	未払費用	3,497
仕掛品	16,056	未払法人税等	4,308
原材料及び貯蔵品	8,543	預り金	11,561
前払費用	13,857	修繕引当金	47
繰延税金資産	850	流動負債合計	643
短期貸付金	347		70,520
貸倒引当金	2,394	固定負債	
流動資産合計	28,420	社長期借入金	30,000
	9,257	繰延税金負債	9,312
	△ 56	退職給付引当金	10,788
	153,697	修繕引当金	6,732
		資産除却負債	941
固定資産		固定負債合計	680
有形固定資産			598
建物	19,017		59,054
構築物	9,095	負債合計	129,575
機械装置	24,327		
車両運搬具	134	(純 資 産 の 部)	
工具器具備品	1,316	株 主 資 本	
土地	20,495	資 本 金	36,275
建設仮勘定	25,610	資 本 剰 余 金	
	99,996	資本準備金	31,376
		その他の資本剰余金	11
無形固定資産		資本剰余金合計	31,387
技術使用権	177		
施設	281	利益剰余金	5,242
ソフトウェア	1,778	利益準備金	
	2,236	その他の利益剰余金	2,470
		配当準備積立金	1,520
投資その他の資産	66,622	資産買換積立金	41,360
投資有価証券	30,318	特別利益剰余金	118,064
関係会社出資	5,805	利益剰余金合計	168,657
長期貸付金	19,686		△ 10,388
長期前払費用	1,674	株 主 資 本 合 計	225,931
貸倒引当金	9,118	評価・換算差額等	
	△ 3,314	その他有価証券評価差額金	30,378
	129,911	繰延ヘッジ損益	△ 43
固定資産合計	232,144	評価・換算差額等合計	30,335
		純 資 産 合 計	256,267
資 産 合 計	385,842	負 債 純 資 産 合 計	385,842

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

損 益 計 算 書

自 平成27年 4 月 1 日
至 平成28年 3 月31日

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		236,213
売 上 原 価		172,111
売 上 総 利 益		64,101
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		31,666
営 業 利 益		32,434
営 業 外 収 益	11,073 1,271	12,344
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金 そ の 他		
営 業 外 費 用	553 1,208	1,762
支 払 利 息 そ の 他		
経 常 利 益		43,017
特 別 利 益	663 2,719 793	4,176
固 定 資 産 処 分 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益 補 助 金 収 入		
特 別 損 失	172 3,034 561	3,768
固 定 資 産 売 却 損		
固 定 資 産 除 却 損		
固 定 資 産 圧 縮 損		
税 引 前 当 期 純 利 益		43,424
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	8,587	
法 人 税 等 調 整 額	603	9,191
当 期 純 利 益		34,233

株主資本等変動計算書

自 平成27年 4 月 1 日
至 平成28年 3 月31日

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
当 期 首 残 高	36,275	31,376	11	31,387	5,242	138,315	143,558	△ 6,385	204,835
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△ 9,134	△ 9,134		△ 9,134
当期純利益						34,233	34,233		34,233
自己株式の取得								△ 4,003	△ 4,003
自己株式の処分			0	0				0	0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	—	—	0	0	—	25,099	25,099	△ 4,003	21,096
当 期 末 残 高	36,275	31,376	11	31,387	5,242	163,415	168,657	△ 10,388	225,931

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	33,840	△ 29	33,811	238,647
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△ 9,134
当期純利益				34,233
自己株式の取得				△ 4,003
自己株式の処分				0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△ 3,461	△ 14	△ 3,476	△ 3,476
事業年度中の変動額合計	△ 3,461	△ 14	△ 3,476	17,619
当 期 末 残 高	30,378	△ 43	30,335	256,267

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

(注) その他利益剰余金の内訳

(単位：百万円)

	配当準備積立金	資産買換積立金	特別積立金	繰越利益剰余金	合 計
当 期 首 残 高	2,470	1,368	41,360	93,117	138,315
事 業 年 度 中 の 変 動 額					
資 産 買 換 積 立 金 の 積 立		225		△ 225	—
資 産 買 換 積 立 金 の 取 崩		△ 73		73	—
剰 余 金 の 配 当				△ 9,134	△ 9,134
当 期 純 利 益				34,233	34,233
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	—	152	—	24,947	25,099
当 期 末 残 高	2,470	1,520	41,360	118,064	163,415

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月6日

株式会社ダイセル

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 石 黒 訓 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 奥 村 孝 司 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ダイセルの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ダイセル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月6日

株式会社ダイセル

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 石 黒 訓 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 奥 村 孝 司 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ダイセルの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第150期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第150期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努め、次のとおり監査を実施いたしました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
- ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③ 事業報告に記載されている内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月10日

株式会社ダイセル 監査役会

常勤監査役	木 原 強	㊟
常勤監査役	榎 田 宏 安	㊟
社外監査役	岡 本 罔 衛	㊟
社外監査役	高 野 利 雄	㊟
社外監査役	市 田 龍	㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたく存じます。

期末配当に関する事項

当社は、各事業年度の連結業績を反映した配当と、より強固な収益基盤を確立して中長期的な株主価値向上に資するための内部留保の充実とを総合的に勘案した、バランスのとれた利益配分を基本方針としております。また、自己株式の取得につきましても、配当を補完する株主還元策として機動的に実施してまいります。

内部留保資金につきましては、新規事業展開および既存事業強化のための研究開発、設備の新・増設、効率化対策など、業容の拡大と高収益体質の強化のための投資に充当し、将来の事業発展を通じて、株主の皆様の利益向上に努めたいと存じます。

なお、平成26年度から3年間の中期計画「3D-Ⅱ」では、配当額と自己株式取得額とを合算した金額の親会社株主に帰属する当期純利益に対する比率である株主還元性向を30%とすることを目標としております。

上記の方針に基づき、当期の期末配当につきましては、普通配当を1株につき13円とさせていただきますと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金13円

総額4,539,241,161円

(注) 中間配当を含めた当事業年度の1株当たり年間配当は、5円増配の26円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成28年6月20日

第2号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって、現任取締役8名全員が任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
1	ふだ ば みさお 札 場 操 (昭和31年 2 月23日生)	昭和54年 4 月 当社入社 平成18年 6 月 当社執行役員 当社事業支援センター副センター長 平成20年 6 月 当社原料センター長 平成22年 6 月 当社代表取締役社長 当社社長執行役員 (地位および担当) 代表取締役社長、社長執行役員、役員人 事・報酬委員会委員、経営諮問委員会委員 長 【取締役候補者とした理由】 同氏は、平成22年以来当社の代表取締役社長を務めており、企業価値向上を目指し、強いリーダーシップでグループ全体を牽引してきた実績と、経営全般における豊富な見識や職務経験を踏まえ、グローバルな事業経営を推進するにあたり適切な人材と判断したため、取締役として選任をお願いするものです。	81,172株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
2	ふく だ ま すみ 福 田 眞 澄 (昭和27年 1 月12日生)	昭和50年 4 月 当社入社 平成14年 4 月 当社セルロースカンパニー副カンパニー長 平成16年 4 月 当社有機機能品カンパニー長 平成16年 6 月 当社執行役員 平成18年 6 月 当社常務執行役員 当社総合企画室長 平成20年 6 月 当社セルロースカンパニー長 平成22年 6 月 当社有機合成カンパニー長 平成24年 6 月 当社代表取締役 当社専務執行役員 当社事業支援センター長 当社企業倫理室担当 当社業務革新室担当 (地位および担当) 代表取締役、専務執行役員、役員人事・報酬委員会委員、経営諮問委員会委員、事業支援センター長、企業倫理室担当、業務革新室担当 【取締役候補者とした理由】 同氏は、当社の経営企画、財務経理、コンプライアンスなどの管理部門の責任者を務めるなど、経営に関する豊富な経験・実績・見識を有しており、当社のグループ経営およびグローバルな事業経営の強化に適切な人材と判断したため、取締役として選任をお願いするものです。	58,653株

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
3	お がわ よし み 小 河 義 美 (昭和35年 1 月 8 日生)	昭和58年 4 月 当社入社 平成12年 6 月 当社生産技術本部生産革新センター所長 平成14年 4 月 当社業務革新室長 平成18年 6 月 当社執行役員 当社特機・MSDカンパニー副カンパニー 長 平成21年 6 月 当社特機・MSDカンパニー播磨工場長 当社生産技術室長 当社レスポンシブル・ケア室担当 当社エンジニアリングセンター担当 平成23年 6 月 当社取締役 平成25年 6 月 当社常務執行役員 平成26年 4 月 当社生産技術本部長 平成27年 4 月 当社品質監査室担当 (地位および担当) 取締役、常務執行役員、経営諮問委員会委員、生産技術本部長、品質監査室担当、レスポンシブル・ケア室担当、エンジニアリングセンター担当 【取締役候補者とした理由】 同氏は、当社の生産技術・製造分野の責任者を務めるなど、当社グループの生産・品質保証分野を力強く牽引してきた実績と、安全とモノづくりへの改革に係わる豊富な経験・実績・見識を踏まえ適切な人材と判断したため、取締役として選任をお願いするものです。	32,097株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
4	にし むら ひさ お 西 村 久 雄 (昭和29年12月12日生)	昭和60年 8 月 当社入社 平成14年 4 月 当社総合研究所長 平成17年 7 月 当社C P Iカンパニー長 平成22年 6 月 当社執行役員 平成24年 6 月 当社研究統括部長 当社新事業企画開発室担当 当社知的財産センター担当 平成25年 6 月 当社常務執行役員 平成26年 4 月 当社研究開発本部長 平成26年 6 月 当社取締役 (地位および担当) 取締役、常務執行役員、経営諮問委員会委員、研究開発本部長、知的財産センター担当 【取締役候補者とした理由】 同氏は、当社の基盤技術および商品開発を含む様々な分野の研究開発部門の責任者を務めるなど、当社グループの新製品の企画開発についての豊富な経験・実績・見識を踏まえ適切な人材と判断したため、取締役として選任をお願いするものです。	19,298株
5	ご とう のぼる 後 藤 昇 (昭和27年 3 月27日生)	昭和49年 4 月 ポリプラスチックス株式会社入社 平成17年 3 月 同社執行役員 平成19年 3 月 同社常務執行役員 平成19年 9 月 同社取締役 平成20年 3 月 同社代表取締役社長 平成24年 6 月 当社取締役 (地位および担当) 取締役、経営諮問委員会委員 (重要な兼職の状況) ポリプラスチックス株式会社 代表取締役社長 【取締役候補者とした理由】 同氏は、当社の重要な子会社であるポリプラスチックス株式会社代表取締役社長として、アジア・太平洋地域への市場開拓強化と収益性の向上に貢献するなどの実績を踏まえ、当社グループのグローバルな事業経営を推進するにあたり適切な人材と判断したため、取締役として選任をお願いするものです。	4,692株

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告 書

株 主 総 会 参 考 書 類

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
6	おか だ あき しげ 岡 田 明 重 (昭和13年 4 月 9 日生)	平成 9 年 6 月 株式会社さくら銀行 取締役頭取（代表取締役） 平成13年 4 月 株式会社三井住友銀行 取締役会長（代表取締役） 平成14年12月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 取締役会長（代表取締役） 平成17年 6 月 株式会社三井住友銀行特別顧問 平成18年 6 月 当社取締役 平成22年 4 月 株式会社三井住友銀行名誉顧問 (地位および担当) 取締役、役員人事・報酬委員会委員長 (重要な兼職の状況) 株式会社三井住友銀行名誉顧問 株式会社よみうりランド社外監査役 【社外取締役候補者とした理由】 同氏は、金融機関の経営で培われた経営者としての豊富な見識・経験等を有しておられ、これらを当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものです。	17,503株
7	こん どう ただ お 近 藤 忠 夫 (昭和19年 4 月12日生)	平成16年 6 月 株式会社日本触媒代表取締役副社長 平成17年 4 月 同社代表取締役社長 平成23年 4 月 同社代表取締役会長 平成23年 6 月 同社取締役会長 平成24年 6 月 同社相談役 平成25年 6 月 当社取締役 (地位および担当) 取締役、役員人事・報酬委員会委員 (重要な兼職の状況) 株式会社日本触媒相談役 O K K 株式会社社外取締役 【社外取締役候補者とした理由】 同氏は、化学品の製造を行う企業の経営で培われた経営者としての豊富な見識・経験等を有しておられ、これらを当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものです。	3,346株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
8	しも ぎき ち よ こ 下 崎 千 代 子 (昭和29年11月30日生)	昭和58年10月 富山大学経営短期大学部助教授 平成 4 年 4 月 奈良産業大学経済学部経営学科教授 平成11年 4 月 神戸商科大学商経学部経営学科教授 平成16年 4 月 兵庫県立大学経済経営研究所(現：政策科学研究所)教授 平成16年10月 大阪市立大学大学院経営学研究科教授 平成27年 6 月 当社取締役 (地位および担当) 取締役、役員人事・報酬委員会委員 (重要な兼職の状況) 大阪市立大学大学院経営学研究科教授 【社外取締役候補者とした理由】 同氏は、これまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、ダイバーシティ・マネジメントなど経営にかかわる様々な研究を行う学識経験者として高度な専門的知識、幅広い見識を有しておられ、これらを当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものです。	904株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 岡田明重氏、近藤忠夫氏および下崎千代子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者に関する記載事項は以下のとおりであります。
- ① 社外取締役候補者 岡田明重氏
- イ. 社外取締役候補者について特記すべき事項について
- ・同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって10年となります。
 - ・当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に対して届出を行っております。同氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員として届出を行う予定です。また、同氏は、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。当社「社外役員の独立性に関する基準」につきましては、本参考書類末尾をご参照ください。
- ロ. 社外取締役候補者との責任限定契約について
- 当社は同氏との間で責任限定契約を締結しております。
- その契約の概要は、次のとおりであります。
- ・会社法第423条第1項の損害賠償責任を当社に対して負う場合は、15百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、責任の原因となった職務の遂行について善意であり、かつ重大な過失がないときに限るものとする。
- 同氏の再任をご承認いただいた場合、当社は同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。
- ② 社外取締役候補者 近藤忠夫氏
- イ. 社外取締役候補者について特記すべき事項について
- ・同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって3年となります。
 - ・当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に対して届出を行っております。同氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員として届出を行う予定です。また、同氏は、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。当社「社外役員の独立性に関する基準」につきましては、本参考書類末尾をご参照ください。

- . 社外取締役候補者との責任限定契約について
当社は同氏との間で責任限定契約を締結しております。
その契約の概要は、次のとおりであります。
- ・会社法第423条第1項の損害賠償責任を当社に対して負う場合は、15百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、責任の原因となった職務の遂行について善意であり、かつ重大な過失がないときに限るものとする。
- 同氏の再任をご承認いただいた場合、当社は同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。
- ③ 社外取締役候補者 下崎千代子氏
- イ. 社外取締役候補者について特記すべき事項について
- ・同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
 - ・当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に対して届出を行っております。同氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員として届出を行う予定です。また、同氏は、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。当社「社外役員の独立性に関する基準」につきましては、本参考書類末尾をご参照ください。
- . 社外取締役候補者との責任限定契約について
当社は同氏との間で責任限定契約を締結しております。
その契約の概要は、次のとおりであります。
- ・会社法第423条第1項の損害賠償責任を当社に対して負う場合は、15百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、責任の原因となった職務の遂行について善意であり、かつ重大な過失がないときに限るものとする。
- 同氏の再任をご承認いただいた場合、当社は同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役木原強氏および高野利雄氏が任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	※ 井 口 友 二 (昭和29年6月1日生)	昭和55年4月 当社入社 平成11年6月 当社情報システム部長 平成13年7月 当社国際部長 平成18年6月 当社執行役員 当社総合企画室副室長 平成19年6月 当社中国総代表 大賽路（中国）投資有限公司董事長 平成20年6月 当社総合企画室長 平成23年6月 当社トパス事業統括室長 平成24年6月 当社常務執行役員 当社総合企画室担当 平成26年4月 当社新事業企画室長 平成26年6月 当社総合企画室長 (地位および担当) 常務執行役員、総合企画室長、新事業企画室長、トパス事業統括室長 【監査役候補者とした理由】 同氏は、長年にわたり経営企画・国際部門の責任者を務め、当社グループの事業戦略の企画立案に携わるとともに、グローバルな事業展開を推し進めてきた実績と、経営全般に関する幅広い経験に基づく見識を踏まえ、中立的かつ客観的な視点から監査を行い、経営の健全性確保を担う監査役として適切な人材と判断し、監査役として選任をお願いするものであります。	13,941株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
2	たかの 野とし お 高 野 利 雄 (昭和18年4月18日生)	昭和43年 4 月 札幌地検検事 平成 7 年 7 月 甲府地検検事正 平成12年11月 東京地検検事正 平成13年11月 仙台高検検事長 平成16年 1 月 名古屋高検検事長 平成17年 4 月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 平成18年 2 月 高野法律事務所開設 平成23年 6 月 当社補欠監査役 平成24年 6 月 当社監査役 (地位) 監査役 (重要な兼職の状況) 高野法律事務所弁護士 長瀬産業株式会社社外監査役 グローブライド株式会社社外監査役 株式会社カカコム社外監査役 株式会社ファンケル社外監査役 【社外監査役候補者とした理由】 同氏は、これまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として高度な専門的知識、幅広い見識を有し、高検検事長等の重職を歴任され、また社外役員として企業に携わられた経験等から適任と判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。	2,443株

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. ※は新任監査役候補者であります。
3. 高野利雄氏は、社外監査役候補者であります。
4. 社外監査役候補者 高野利雄氏に関する記載事項は以下のとおりであります。
- イ. 社外監査役候補者について特記すべき事項について
- ・同氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
 - ・同氏は、平成28年6月開催予定のグローブライド株式会社定時株主総会終結の時をもって、同社社外監査役を退任する予定であります。
 - ・当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に対して届出を行っております。同氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員として届出を行う予定です。
- また、同氏は、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。当社「社外役員の独立性に関する基準」につきましては、本参考書類末尾をご参照ください。
- ロ. 社外監査役候補者との責任限定契約について
- 当社は同氏との間で責任限定契約を締結しております。
- その契約の概要は、次のとおりであります。
- ・会社法第423条第1項の損害賠償責任を当社に対して負う場合は、15百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、責任の原因となった職務の遂行について善意であり、かつ重大な過失がないときに限るものとする。同氏の再任をご承認いただいた場合、当社は同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。

【参考 社外役員の独立性に関する基準】

当社において、「社外取締役または社外監査役（以下あわせて「社外役員」という）が独立性を有する」とは、「当該社外役員が、以下のいずれにも該当することなく、当社の経営陣から独立した存在であること」をいうものとする。

1. 当社および当社のグループ企業（以下「当社グループ」という）の業務執行者等（※１）ならびにその近親者等（※２）
2. 当社グループを主要な取引先とする者（※３）またはその業務執行者等
3. 当社グループの主要な取引先（※４）またはその業務執行者等
4. 当社の大株主（※５）またはその業務執行者等
5. 当社グループから一定額以上の寄付または助成を受けている組織（※６）の理事その他の業務執行者等
6. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家（※７）（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者および過去３年間に於いて所属していた者をいう）

※１：「業務執行者等」とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役員および使用人等の業務を執行する者ならびに過去３年間に於いて業務を執行していた者をいう。

※２：「近親者」等とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役員および部門長等の重要な業務を執行する者の２親等内の親族をいう。

※３：「当社グループを主要な取引先とする者」とは、当社グループに対して製品またはサービスを提供している取引先グループ（直接の取引先が属する連結グループに属する会社をいう。以下同じ）であって、過去３事業年度のいずれかにおける当社グループと当該取引先グループとの取引額が、当該取引先グループの連結売上高の２％を超える者をいう。

※４：「当社グループの主要な取引先」とは、以下のいずれかに該当する者をいう。

- ① 当社グループが製品またはサービスを提供している取引先グループであって、過去３事業年度のいずれかの当社グループと当該取引先グループとの取引額が、当社グループの連結売上高の２％を超える者
- ② 当社グループが借入れをしている金融機関グループ（直接の借入先が属する連結グループに属する会社をいう）であって、過去３事業年度いずれかの当社グループの当該金融機関グループからの全借入額が、当社グループの連結総資産の２％を超える者

※５：「大株主」とは、当社の総株主等の議決権の１０％以上の議決権を直接または間接的に保有している者をいう。

※６：「当社グループから一定額以上の寄付または助成を受けている組織」とは、過去３事業年度いずれかにおいて年間１００万円を超える寄付または助成を受けている、公益財団法人、公益社団法人、非営利法人等の組織をいう。

※７：「当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家」とは、役員報酬以外に過去３事業年度いずれかにおいて、１００万円を超える財産を得ている者、または当社グループからその団体の連結売上高または総収入額の２％を超える財産を得ている団体に所属する者をいう。

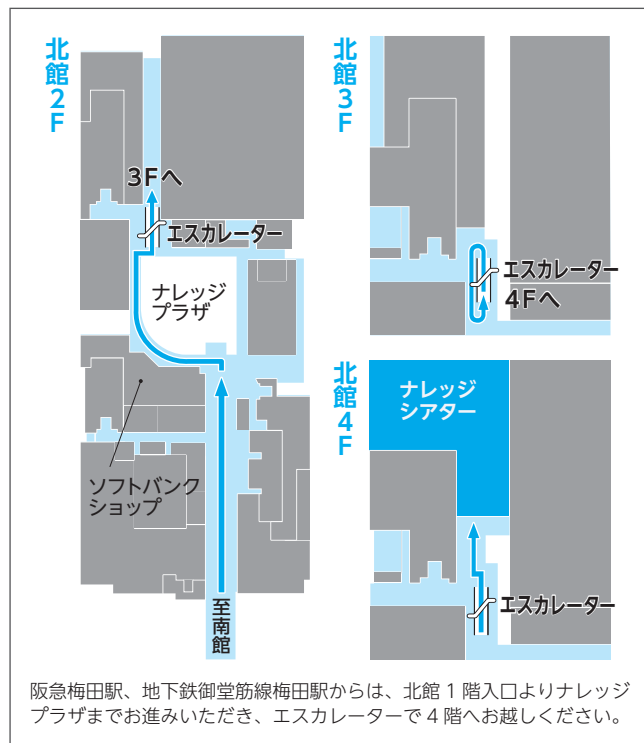
以 上

〈× モ 欄〉

Blank lined area for writing, consisting of 20 horizontal dotted lines.

株式会社ダイセル 株主総会会場ご案内図

会場の
ご案内 グランフロント大阪 北館 ナレッジキャピタル4階 ナレッジシアター (KNOWLEDGE THEATER)
大阪市北区大深町 3 番 1 号



※本年より会場が変更となりましたので、ご注意ください。

※駐車場・駐輪場のご用意はございませんので、公共交通機関をご利用くださるようお願い申し上げます。

交通の
ご案内

A JR「大阪駅」(2F中央北口)
徒歩約5分

B 阪急「梅田駅」(茶屋町口)
徒歩約8分

C 地下鉄御堂筋線「梅田駅」(5番出口)
徒歩約8分

阪神「梅田駅」、地下鉄谷町線「東梅田駅」、地下鉄四つ橋線「西梅田駅」ともに地下道経由でJR大阪駅中央口(改札)方面へ。その後、案内に従って2F中央北口方面へお進みください。

